

南相馬市条例第 号

南相馬市簡易水道条例の一部を改正する条例

南相馬市簡易水道条例（平成18年南相馬市条例第133号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、南相馬市簡易水道事業の給水についての料金、<u>給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び</u>給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第28条 市長は、貯水槽水道（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第14条第2項第5号に<u>規定する</u>貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>(設置者の責務)</p> <p>第29条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、南相馬市簡易水道事業の給水についての料金<u>及び</u>給水装置工事の費用負担その他の供給条件<u>並びに</u>給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第28条 市長は、貯水槽水道（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第14条第2項第5号に<u>定める</u>貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>(設置者の責務)</p> <p>第29条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法</p>

第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の規定により_____、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

別表第1 (第2条関係)

給水区域、給水人口及び1日最大給水量

水道名	大字	字	給水人口 (人)	1日最大給水量 (m ³)
小高北原部	北	不動前の一部、南不動前の一部、仲ノ内の一部、仲田の一部、柿木下の一部、南柿木下の一部、榎木下の一部、白坂の一部、花輪の一部、道下の一部、向畑の一部	1,515	556
		藤木下の一部、西畑の一部、鳩原の一部、北岩下、谷地添、竹ノ内 頭 、南 頭 の一部、台畑、東 頭 の一部		
	南	堤下の一部、権現段の一部、行徳の一部、北原、南原、日光塚の一部、八幡の一部、秩父山の一部、西堂、一里段、片草 頭 、荒神前、金場台、北谷地の一部、金場前的一部分		
		上	上広畑、東広畑の一部、上堀内的一部分、八景前、門前、上入 頭 、上ノ台、古城、城下、	

第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

別表第1 (第2条関係)

給水区域、給水人口及び1日最大給水量

水道名	大字	字	給水人口 (人)	1日最大給水量 (m ³)
浦尻村上	浦尻	町、屋敷西、広町の一部、前田の一部、北川原	315	117
		前谷地、仲川原、西谷地、西谷地南坪、館腰、横砂、北川の一部	400	60
小高北原部	北	不動前の一部、南不動前的一部分、仲ノ内的一部分、仲田的一部分、柿木下的一部分、南柿木下的一部分、榎木下的一部分、白坂的一部分、花輪的一部分、道下的一部分、向畑的一部分	1,515	556
		藤木下的一部分、西畑的一部分、鳩原的一部分、北岩下、谷地添、竹ノ内 頭 、南 頭 的一部分、台畑、東 頭 的一部分		
	南	堤下的一部分、権現段的一部分、行徳的一部分、北原、南原、日光塚的一部分、八幡的一部分、秩父山的一部分、西堂、一里段、片草 頭 、荒神前、金場台、北谷地的一部分、金場前的一部分		

	東畑、館、館内東畑、金谷前、三居沢の一部、下入 <small>廻</small> の一部、坊山の一部、堂前の一部、水谷 <small>廻</small> の一部、土手内、堀内の一部、八景				片草 <small>廻</small> 、荒神前、金場台、北谷地の一部、金場前の一部			
大井	馬場内の一部、館下、岩 <small>廻</small> の一部				小高 上広畑、東広畑の一部、上堀内の一部、八景前、門前、上入 <small>廻</small> 、上ノ台、古城、城下、東畑、館、館内東畑、金谷前、三居沢の一部、下入 <small>廻</small> の一部、坊山の一部、堂前の一部、水谷 <small>廻</small> の一部、土手内、堀内の一部、八景			
羽倉	篠原の一部、南篠原の一部、日向の一部、川久保の一部、三斗蒔の一部				大井 馬場内の一部、館下、岩 <small>廻</small> の一部			
小谷	西台、龍ヶ <small>廻</small> 、道摩塚、山大道の一部、官上、元屋敷、門前、入ノ <small>廻</small> の一部、渋谷 <small>廻</small> の一部、赤坂の一部、権現平、妙見平、台、入道草、前畑、中ノ内、江戸内、鍛冶前の一部、手子塚の一部、深町の一部、北谷地の一部、八幡の一部				羽倉 篠原の一部、南篠原の一部、日向の一部、川久保の一部、三斗蒔の一部			
飯崎	迎山の一部				小谷 西台、龍ヶ <small>廻</small> 、道摩塚、山大道の一部、官上、元屋敷、門前、入ノ <small>廻</small> の一部、渋谷 <small>廻</small> の一部、赤坂の一部、権現平、妙見平、台、入道草、前畑、中ノ内、江戸内、鍛冶前の一部、手子塚の一部、深町の一部、北谷地の一部、八幡の一部			
小高西部	飯崎 南田の一部、坂下、杉平の一部、坊前、田中前、砂子田の一部、仲沖の一部、西根田、作田、根崎、大畑、烏内、北久保、北台、歓請内、十日林、原、北原、西原、南原、一ノ関の一部、横大道の一部、南台、上田の一部、中平の一部、大沢の一部、迎山の一部	1, 30	610		飯崎 迎山の一部			
金谷	東川原の一部、西内の一部、南釘野の一部、北釘野の一部、下釘野の一部、沼尻、北原、作 <small>廻</small> 、若林の一部、天梅の一部、北、東				小高西部 飯崎 南田の一部、坂下、杉平の一部、坊前、田中前、砂子田の一部、仲沖の一部、西根田、作田、根崎、大畑、烏内、北久保、北台、歓請内、十日林、原、北原、西原、南原、一ノ関の一部、横大道の一部、南台、上田の一部、中平の一部、大沢の一部、迎山の一部	1, 30	610	
大田和	西田の一部、浜井場の一部、広畑、館越、下新田の一部、上新田の一部				金谷 東川原の一部、西内の一部、南釘野の一部、北釘野の一部、下釘野の一部、沼尻、北			

小屋木	幅下前、幅下、川北の一部、幅の一部
大富	犬塚の一部、向田の一部、熊平の一部、大田切の一部
小谷	摩辰の一部、山大道の一部、渋谷 区 の一部、赤坂の一部、入ノ 区 の一部

	原、作 区 、若林の一部、天梅の一部、北、東
大田和	西田の一部、浜井場の一部、広畑、館越、下新田の一部、上新田の一部
小屋木	幅下前、幅下、川北の一部、幅の一部
大富	犬塚の一部、向田の一部、熊平の一部、大田切の一部
小谷	摩辰の一部、山大道の一部、渋谷 区 の一部、赤坂の一部、入ノ 区 の一部

別表第2 (第18条関係)

別表第2 (第18条関係)

1 浦尻簡易水道事業の水道料金

口径別	基本料金 (1月につき)	従量料金 (1月につき1立方メートル当たり)					
		10立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまで	20立方メートルを超え50立方メートルまで	50立方メートルを超え100立方メートルまで	100立方メートルを超え200立方メートルまで	200立方メートルを超える部分
13ミリメートル	900円	50円	118円	120円	121円	188円	204円
20ミリメートル	1,100円						
25ミリメートル	2,300円						

リ メ ー ト ル									
30ミ	3,100円								
リ メ ー ト ル									
40ミ	4,400円								
リ メ ー ト ル									
50ミ	7,900円								
リ メ ー ト ル									
75ミ	12,300								
リ メ ー ト ル									
100	28,000								
ミ リ メ ー ト ル									

備考 専用給水装置及び共用給水装置の、口径13ミリメートル及び20ミリメートルの基本料金には水量5立方メートル分までを含むものとし、これに係る従量料金については5立方メートルを超える部分について適用するものとする。

2 村上簡易水道事業の水道料金

口径別	基本料金 (1月につき)	従量料金 (1月につき1立方メートル当たり)					
		10立	10立	20立	50立	100	200
		方メ	方メ	方メ	方メ	立方	立方
		ー	ー	ー	ー	メ	メ
		ト	ト	ト	ト	ー	ー
		ル	ル	ル	ル	ト	ト
		ま	を	を	を	ル	ル
		で	超え	超え	超え	を	を
			20立	50立	100	超え	超え

			方メ ート ルま で	方メ ート ルま で	立方 メー トル まで	0立 方メ ート ルま で	部分
13ミ リメ ート ル	1,500円	58円	168 円	170 円	172 円	280 円	305 円
20ミ リメ ート ル	1,550円						
25ミ リメ ート ル	2,300円						
30ミ リメ ート ル	2,350円						
40ミ リメ ート ル	2,400円	21円	168 円	169 円	170 円	171 円	172 円
50ミ リメ ート ル	2,500円						
75ミ リメ ート ル	12,300 円						
100 ミリ メー トル	28,000 円						

備考 専用給水装置及び共用給水装置の、口

径13ミリメートル及び20ミリメートルの基本料金には水量5立方メートル分までを含むものとし、これに係る従量料金については5立方メートルを超える部分について適用するものとする。

小高北部簡易水道事業及び小高西部簡易水道事業の水道料金

口径別	基本料金 (1月につき)	従量料金 (1月につき1立方メートル当たり)					
		10立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまで	20立方メートルを超え50立方メートルまで	50立方メートルを超え100立方メートルまで	100立方メートルを超え200立方メートルまで	200立方メートルを超える部分
13ミリメートル	1,665円	83円	195円	198円	200円	201円	220円
20ミリメートル	1,735円						
25ミリメートル	1,750円						
30ミリメートル	2,550円						
40ミリメートル	5,600円						

3 小高北部簡易水道事業及び小高西部簡易水道事業の水道料金

口径別	基本料金 (1月につき)	従量料金 (1月につき1立方メートル当たり)					
		10立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまで	20立方メートルを超え50立方メートルまで	50立方メートルを超え100立方メートルまで	100立方メートルを超え200立方メートルまで	200立方メートルを超える部分
13ミリメートル	1,665円	83円	195円	198円	200円	201円	220円
20ミリメートル	1,735円						
25ミリメートル	1,750円						
30ミリメートル	2,550円						
40ミリメートル	5,600円						

一 ト ル									
50ミ リメ ー ト ル	6,000円								
75ミ リメ ー ト ル	28,000 円								
100 ミ リ メ ー ト ル	32,000 円								

備考 専用給水装置及び共用給水装置の、口径
13ミリメートル及び20ミリメートルの基本
料金には、水量5立方メートル分までを含むもの
とし、これに係る従量料金については、5立
方メートルを超える部分について適用するもの
とする。

一 ト ル									
50ミ リメ ー ト ル	6,000円								
75ミ リメ ー ト ル	28,000 円								
100 ミ リ メ ー ト ル	32,000 円								

備考 専用給水装置及び共用給水装置の、口径
13ミリメートル及び20ミリメートルの基本
料金には水量5立方メートル分までを含むもの
とし、これに係る従量料金については5立方メ
ートルを超える部分について適用するものとす
る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。